

## 平成16年度第3回石狩市市民参加制度調査審議会

日時	平成17年3月22日(火)午後6時25分～午後8時27分
場所	石狩市役所本庁舎5階 第1委員会室
出席者	佐藤(克)会長、石黒副会長、越智委員、糟谷委員、薩摩委員、志摩委員、椿委員、服部委員、羽田委員、細川委員、松尾委員 (桑島委員、佐藤(寿)委員、高橋委員、辻委員は欠席)
傍聴者	2人
議題	平成15年度市民参加手続の実施・運用状況の評価について(答申) 平成16年度市民参加手続の状況について
資料	資料1 平成15年度市民参加手続の実施・運用状況について(答申) 資料2 平成16年度市民参加手続の実施状況 資料3 H16制定(改正)条例・規則等一覧(市民参加手続関連) 資料4 審議会等の会議予定の公表、会議録作成及び傍聴状況 資料5 パブリックコメント手続の実施状況 資料6 平成16年度市民参加手続に関する議会質問・答弁の状況 資料7 傍聴者からの意見・感想について

### 1. 開会

佐藤会長：5分程早いかなと思いますが全員おそろいになったということでございますので、第3回石狩市市民参加制度調査審議会を開会いたします。本日はまず、前回申し上げましたように、15年度の答申案を検討いたしまして、まとめましたら、市長に答申をしたいと思います。その後時間が許せば、平成16年度の市民参加手続状況について審議するといったような段取りで参りたいと思います。終了予定は8時半頃を目途にしております。終了予定時刻の範囲の中で議事を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上のことについて何かご質問ございますでしょうか？よろしいでしょうか。それでは、早速でございますが議事に進みます。答申の内容ですが、お手元の資料1、2でございます。これにつきまして事務局にご説明いただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

### 2. 議事

#### (1) 答申内容について

事務局：それでは私の方から答申の素案につきましてご説明いたします。この素案は既に委員の皆様方には事前に郵送しているものですが、改めて、この審議会の場で内容等を説明させていただきます。まず、前文の部分でございますけれども、「この条例のルールを遵守するとともにこの条例の制定目的に則って、全庁が一丸となって取り組むこと

を期待する」という文言をつけておりますが、これはこれまでのご審議の中で、やはり職員意識ということについていろいろご意見をいただいておりますので、そういったようなことを意識して書いたものでございます。また最後の部分ですが、今回第1回の審議会の開催が12月となってしまったということがございまして、これは事務局としても非常に大きな反省材料でございます。そういうこともありまして、「諮問時期について今後は十分な注意をはらうように」ということも付け加えてございます。「記」以下につきましては、これまでの審議内容を踏まえてまとめたものでございます。まず、「1 市民参加手続の実施・運用状況について」でございますけれども、市民参加手続が行われなかった事例が2件ありましたが、ご審議いただいた結果、いずれも手続を行わない正当な理由があるとは認められなかったということを指摘した上で、まず1点ですが、この市民参加手続というのは、基本的かつ最低限のルールだということを全職員が改めて確認する必要があると、それと2つ目としては、適切に市民参加手続が行われるような対策を検討する必要があると、この2点を指摘事項としてあげてございます。詳細ですが、まず「(1) 市立幼稚園保育料の入園及び退園等に関する取扱規定の改正について」でございますが、これにつきましては、受益者負担と税負担との関係をどうするか、あるいは減免対象となる場合とならない場合、このバランスをどうするかといったような点について市民の意見を聴くという意義はあったということがこの審議会の中での議論の対象であったと思います。そういうことで、当審議会としては、条例の定めるところにより市民参加手続を行うべきであったと判断いたしましたということでまとめてございます。「(2) ディスポーザ排水処理システム新設等要綱」でございますが、これについては2ページから3ページに書いてありますが、所管として制度を十分熟知していなかったことによる事故ということになります。従いまして制度を知らなかったということによる事故はいかなる理由があっても容認できないと。これもこの審議会の中での結論にとったような形でまとめさせていただいております。次に、大きな2番目、「市民参加手続に関する情報の提供」ということですが、ポイントになるのは審議会の予定の公表でございまして、相変わらずうっかりミスによる公表漏れというのが、これは前年度よりは減っているということはあるんですが、やはり依然としてあるということについては指摘をせざるを得ないだろうということと、もう1つは、開催日の直前に予定の公表をしているという例がございまして、これについてはこの審議の中でもご指摘いただいたように、適切な時期にある程度周知するための期間といったようなものを念頭に置いて、適切な時期に予定を公表することが必要だというふうにしてございます。次に、3番目の「パブリックコメントに寄せられた意見の検討」ということですが、これは前回議論いただいたことであります。この福祉のまちづくり条例に関するパブリックコメントに対して、福祉の範囲を逸脱しているというか、防犯に関するご意見をいただいたということがございましたが、パブリックコメントというのは、どうしてもテーマから若干はみ出すような提言的なご意見をいただくというようなこともございます。そういう場合については、まず一部分でも活かすような模索をすることが大切ではないかということ

を、前回のご議論の中でそういう方向になったというふうに受けとめておりますので、そういう形でまとめてございます。また、パブリックコメントについてはいろいろとお話いただいているのですが、やはり意見に対して意見をしっかり受けとめるという姿勢を示すということが、長い目で見ると意見の提出をうながすような効果も期待できるのではないかとことも付け加えております。次ぎの4番目の「第1次市民参加制度調査審議会答申(提言)の取扱」と、この審議会が第2次なのですけれども、前の審議会答申です。これについては、まだ現状として第1次の答申に対する対応策というのがきちっとして取り組んでいないという実態がございますので、いろいろとあるのですけれども、まずは1次審議会の答申で列挙された対策を踏まえて行政としてなすべき努力をしてくださいということをまとめております。以上のような内容で皆様方にご意見をお伺いしたところ、「異存なし」というご意見を非常に多くいただいたところでございますが、おふた方から修正というか意見というかいただいております。まず、椿委員でございますが、2ページ目の1の(1)、この部分のタイトルですね。「市立幼稚園保育料の入園及び退園等に関する取扱規定」、この「規定」という字がですね、もしも規則としての正式名だとすれば「規程」という表現の方が正しいのではないかとご指摘をいただきました。これにつきましては全くその通りでございますので、事務局としても修正を加える必要があるというふうに考えてございます。また、志摩委員からでございますけれども、特に第1次の審議会の中で、「広報情報公開」と「広聴市民参加推進」、これらの部門を統合するというのを検討すべきだというご提案をいただいております。これについて、市の方としては現在検討中でございますけれども「早期に具体的な組織体制確立するよう要望します」というご意見をいただいております。これにつきまして、事務局といたしましては、組織体制の検討状況は以前お話しした通りですけれども、内部的に申し上げますと今年の10月の合併の時点で組織・人員体制がかなり大幅に見直されるということもございまして、それまでに明確な答えをお見せするというのが、なかなか難しい状態であると思っております。もう一つは、この答申の素案の中で、この4番目で第1次審議会の答申で列挙された対策を踏まえてちゃんとやってくださいという中で、こういうことも含め、組織体制のあり方も含めて読み込んだつもりではあるのですけれども、ただちょっとこの内容についてご検討いただきまして、もしもそういったような組織体制のあり方みたいなものについて、もっとポイントとしてあげるべきだということであれば、ここらへんの部分について修正するなり書き加えるなりといったような対応をとろうかなというふうに考えてございます。私の方からは以上です。

佐藤会長：はい、ありがとうございました。

事務局：すいません。もう一つ。一番最後のページの資料7、これは第2回の審議会を傍聴された方からのご意見ということでいただいております。これについて、もしも答申の中に反映する必要があるということであれば、そういうことも考える必要があるかなということで、ちょっと先にご説明させていただきますが。まず傍聴者1の方からは、1

つは当審議会の開催回数についてどうであろうかという話。それとパブリックコメントに対する行政側の回答の工夫が必要だと。これについては今回の答申の3番目ですね。「パブリックコメントに寄せられた意見の検討について」というところに挙げているのと同様の問題意識ではないかというふうに考えてございます。次に傍聴者の2の方ですがパブリックコメントの期間についてのご意見。あとは周知としては新聞などで意見が出ていませんというふうに出ること事態が周知という結果的には効果が出ていますよというご指摘だったと思います。ここらへんも含めて、答申の素案についてご検討いただければというふうに思います。

佐藤会長：はい、ありがとうございました。答申の素案につきましてご説明いただきました。また、前回の審議会にご出席いただいた傍聴の方のご意見というものがございました。確認でございますが、今日印刷されて、今皆さんのお手元にある中では、2ページの1の(1)の「規定」は直っておりませんが、これはすぐに修正できるということでございますね。これは椿委員これでよろしゅうございますね。他にもあるかと思いますが、既に出ております志摩委員のご意見を少し先に取り上げて見たいと思いますが、志摩委員から何か補足がございますでしょうか。

志摩委員：補足といいますか、前回の行政当局からの回答として、明確に時期を示さないで、あり方について検討すると受取りました。やや行政姿勢としては消極的ではないかという点です。それから、組織を確立する、一元管理をすと言っても、なかなか難しいと思いますし、段階的に出来るところから実施していくという対応が考えられます。

例えば、広報広聴だとか情報公開部門。これは、比較的一元管理が容易だと思いますけれども、市民の声を活かす市民参加の部門、この部門の一元化を図るとなりますと、なかなか組織も早急に確立するという事は難しいと思います。しかし、積極的な姿勢を示すような対応策を考えていただきたいという主旨でございます。

佐藤会長：そうですね。それはいかがいたしましょうか。先ほどの事務局の説明ですと「4番目のところにそれも含んでいるんだ」というようなお話でございましたが、やや不十分だというふうにお考えでしょうか？このへんは志摩委員、もう少し具体的に示した方がいいと。

志摩委員：先程、事務局からも「17年の10月に方向性を定めるという予定です。」ということなので、そのように目標設定をしていただいたということで、了解いたしました。

佐藤会長：そうですね。はい、わかりました。今のところいかがでしょうか。他の委員で何かご意見ございましたら。

それでは、この志摩委員のご意見は非常に参考になるご意見ではありますけれども、先ほど事務局の方からご承知の合併の問題があるということで、いずれにしてもその段階で組織の問題が溯上にのぼってくるということでありますので、これは今しばらく待つということにいたしたいと思いますが、それでよろしゅうございますね。それではあらかじめお出しいただきました2つの意見については、そういったことでございますけれども、そ

の他に何かその後お気付きの点等ございましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃっていただければというふうに思います。どうぞ羽田委員。

羽田委員：4番目ですね。「第1次市民参加制度調査審議会答申の取扱」ということで、今の志摩委員も言われたことと若干重なる部分あると思うのですが、「行政としてなすべき努力をすることが必要と考えます」と。ようするに職員意識の問題のことが書かれていて、前回の第1次の答申案を読みますと、そのことが非常に書かれているわけですが、ある程度のきちとした細かいガイドラインといったらへんですけれども、中の運用規程みたいなものをもう少し細かく作っていかなくてはならないことも多いのではないかなというふうに感じます。それをやっぱり、会議録ひとつを見てもそれぞれの審議会等で書き方が違いますし、職員がどういう把握をしてらっしゃるのかなというのがありますので、やっぱりそのへんをにらんで、ここの審議会ですと本当にしゃべった言葉そのまま書かれておりますけれども、会によっては口述筆記も含めて書かれている形というか、もっと簡易な形で書かれている。もちろん市民参加の条例の第十五条で「会議録を作成しなさい」とありますけれども、どう書くかというところまでは指摘はないんですね。ですから非常にまちまちであるというところで、そのへんも職員が意識を持ってない部分になっているかなと。それは実際に私もいろんな審議会に入っておりますけれども、やっぱり議事録のとり方が違うということがありますので、ある程度の職員がわかるような、なんらかの形が必要じゃないかというふうに思います。今は15年分をやっていますから具体的にはお話しすることは出来ませんが、会議録の作成というのは、第1次の時に改善という中で「早く出せ」というのがありましたけれども、具体的にどのような書き方をするのかというところまでは述べていないですね。だからそのへんも含めて、中身をもう少しわかりやすく職員周知するような部分が必要かと思います。

佐藤会長：ありがとうございます。はい、どうぞ。

越智委員：私どうもこの審議会苦手なんですけれども、15年とか16年の数字が出てくると過去のことなんで、なんで今頃こんなことやっているんだと、どんどん世の中進んでいっているんでね。という疑問今までずっとあったんですね。それは別にしておいてですね、ところでこれに違反した職員っていうのは何か罰則あるのだろうか。

佐藤会長：特にはないです。

越智委員：別にないんでしょう。例えば減俸処分にするとか。賞与査定の対象になるとか。民間ならそうだからね。はっきり言ってそうですから。ないんだったらこれは難しいよ、これなかなか。上の空で聞いていたっていい訳だからね。本当に大丈夫かなという疑問はあります。そのあるかないかだけ聞きたかったんです。

佐藤会長：ないですね。

事務局：はい、ないですね。

佐藤会長：これは事務局サイドは若干答えにくいかもしれませんが、やや理想的な言い方をすれば、そうしたことが度重なりますと、それはやはりその職員の業務に対する姿勢

というものが問われて、いずれにしても昇進とかですね、あるいはそういったことになんらかの影響は出てくるのではないかと推察はいたしますけれども。

越智委員：始末書とか顛末書とかも、取ってないということですか。

事務局：具体的なミスがあったところについては、「なぜそういうミスをしたのか」ということだとか、「この先再発防止のためにこういうことをします」といったようなものは取っています。ただ、それをもとにして、給料上げたり下げたりといったようなことはしていません。それと越智委員の最初の疑問ですが、「なぜ過去のことを」ということなんですけども、これは要するに、これからすることを良くしていくためには、過去やった失敗というものをしっかりと受け止めて、それを再発しないようにするためにはどうすれば良いかという改善をしていくということが、この先より良い制度の運用の方に繋がっていくという考え方でやっているんです。ですから、たしかに今回は15年度といっても2年前みたいな話ですから大変申し訳ないなと思っているんですけれども、本来であればこんなに遅くならず、まだ前の時の記憶があるような段階でもっと生々しいご議論をいただければというのがそもそもの主旨で始めたものでございますので、その点ちょっとご理解いただきたいなと思うんですけれども。

越智委員：企画財政部そのものが10ヶ月も遅れたんだから、もうそこからしてスタートがおかしいんだから、これ職員に徹底するのは難しいってことだよな。肝に命じておこなくは駄目だ。おれもいつの間にか止めたんでないかなと思ったよ。

佐藤会長：全くおっしゃる通りでございます。

羽田委員：私の意見に対して、事務局の方は。

佐藤会長：はい、わかりました。何かございますか。コメント。

事務局：確かに、第1次での審議会では時期の話が非常に焦点当ててご検討いただいたんですけれども、今、羽田委員おっしゃったように、会議録の作成の仕方がばらばらになっていると。そのこと自体非常に問題だということであれば、そういったようなことを新たなガイドラインの中に入れるといったようなことも検討は可能かと思えます。ですから、そこらへんについては、もうちょっと具体的なご議論をいただいて、例えばこういったようなことについては統一するべきではないかといったようなお話しをいただければ、それをこの後の第2次の審議会提言ということの中で、具体的に盛り込んでいくといったようなことは出来るかというふうに思います。

佐藤会長：そうしますと今の羽田委員のご意見というのは、事務局サイドとしてはいわゆる建議といいましょうか、そういった部分にかかるものだと捉えてはいかがということなんです。いかがでしょうか。言い方がちょっと悪かったでしょうかね。

羽田委員：いいえ。そういうふうに議論していただければ、まだもう1年ありますのでその中で。

佐藤会長：1年といえますか12月までなんですけれども。

羽田委員：そうですね。

事務局：まず、統一的に事態がどうなっているのかということのうちの方でもおさえていないものですから、まず、それを調べて、それをこの次の審議会にでもお出ししようと思います。

佐藤会長：そのようなことでよろしゅうございますか。他に何かございますか。文言等で。はい、どうぞ。

服部委員：今の議事録の関係で調べてもらうので、こういうふうにテープをとって、テープおこしをしているのか、そのやり方ですよね。で、職員がやっているのか。どっか誰かに委託しているのか。そのへんも一応調べてみてください。あと、やっぱり時間がどのくらいかかるかっていうんですか、議事録が出来るまで。公開されるまでというか。

事務局：それについては、今回 16 年度についてですけれども、10 ページから後ろの方にこの一覧表の会議録って書いてあるところですね。これが会議録全部出来上がって公開した日です。最初の政治倫理審査会で言いますと、9月2日に開かれて会議録を公開したのが9月6日という状況になっています。ということで時間的なことはこれをご覧いただければわかると思います。あと、テープおこしなのかどうなのか、あるいは外注なのか、自力でやっているのかということも含めて調べたいと思います。

佐藤会長：はい、よろしく願いいたします。ちなみに我々のこの審議会はこういった。

事務局：これはテープからおこしてしまして、職員が自分でテープからワープロを打っているということになっています。ご承知のとおり、一回おこした段階で各委員にご確認いただいて、直すところは直して、その直したものを最後の確定版の議事録として取り扱うと。ですから、確定版の議事録が出来た段階で公表するという扱いできております。

佐藤会長：はい、ありがとうございます。今のはそういったことでよろしいですね。他にいかがでしょうか。

服部委員：私たちの任期は、その11月かなんかで、今度はもし合併になって審議会みたいのも見直しされて。なんていうのかしら、審議するものによって違うと思うんですが会計年度とあっている方がいいのか。途中から、実際会議をするのは違うんだけど、委員も決まっていないのに、流れたのもあると思うんですけれども。各審議会の性格にもよるんだと思うんですけれども、私たちみたいに終わったやつを審議するんだったら、任期がちょっと違う方がいいのかなというふうに思いました。

佐藤会長：この審議会の委員の任期というのは、いろんな事情でばらばらになりますね。

事務局：これは実態としては、審議会というものを設置しますよね。設置したら直ちに委員さん決めますけれども、そこから2年なら2年というサイクルですずっとまわしていく例が一般的なんです。ですから、会計年度とあっている方がむしろ少ないという実態だと思います。うちの審議会が12月でちょうど切れるという形になるんですけれども、それもなぜかという、この条例が出来たのが9月でして、委員さんを募集とか何とかして決まったのが12月と、そこから2年ということやってきているんですが、ただ結果論なんですけれども、私どもとしては委員さんに、この次に審議会の委員になる方というのは、例

えば、最初であるなら 17 年度の状況を 18 年度にご審議いただくということになるんですよ。その時に 17 年の 12 月から委員になっているとすれば、そういったような目を持って 17 年度の市民参加手続の状況等をご覧いただけるので逆に良かったかなというふうに思っていたんです。もしもこれで会計年度、4 月 1 日からというふうになると、18 年の 4 月 1 日から委員やってくださいといっても、17 年のことってあんまり意識しないということもあるかなというふうに思っております、そういう意味ではこういうサイクルも良かったかなというふうにはちょっと思っていたんですけども。

服部委員：この場合は良かったと。あと予算の絡みとかはどうなんですか。手当てとか回数とかなんかで。今回は 3 回でまだあれなんだけど。本当なら 10 回開く必要があったとか、そういう予算的なものとか。

事務局：そうですね。それはケース・バイ・ケースで一概には言えないと思うんですけども、ただ、実際審議会でやるべきことをやっていただいでですね、3 回だったらどうしても結論が出ないと、だから審議会の総意としてもっと回数を増やしてやらなければ駄目だということになれば、事務局側としてはそれに真摯に対応するような努力をしなくては駄目だと。それは当然のことですけども言えると思います。ただ、どうしても予算の制約がありますから、どこまでも対応できるかということそれは難しいのかもしれないんですけども。そういったようなことは当然やらなくては駄目だと思っています。

佐藤会長：はい、ありがとうございます。よろしゅうございますか。この審議会は条例本体は 4 月 1 日から施行ということだったんですけども、この審議会の部分だけ早めに 12 月から執行したんですね。それはいろいろな条例自体の解釈をどうするかとか、細かい細則を検討するというので 12 月に発足しまして、4 月 1 日に施行されるぞという時にはそういった細かい部分まである程度詰めておこうということで始まったというふうに記憶しております。そのために 12 月の任期で切れていくということになるんですが、私も事務局の佐々木さんの方でお話がありましたように、結果論として言うとかえって良かったんではないかなというふうには思っております。ただ、今回の審議会が、何回も言って申し訳ないんですが、残念ながら非常に遅れてしまったと。これが通常といいますか当初予定されていたように動き出していれば、おそらくはもっと良かったということになるろうかと思えます。

さて、他にいかがでございましょうか。特にないようでありましたら、先ほどございました文言の「規定」のところ訂正をしていただきまして、それでよろしいということで再度ご確認したいと思います。それではこの案を市長に提出する答申ということにしたいというふうに思います。訂正の時間ございますので若干休憩を取りたいと思います。それでは 7 時 10 分に再開したいと思います。

( 休 憩 )

佐藤会長：ただいま、市長に今年度の諮問に対する答申をお渡ししました。ひとことコメントさせていただきたいと存じます。

じっくりとご覧いただければと思いますけれども、今回の答申は最初にいただきました15年度の市民参加手続の実施運用状況について評価という諮問への答申でございます。これにつきましては2件ほど明らかに条例に違反しているといえますか、条例と異なる、あるいは、条例に基づいた手続を取らなかったというところがございましたので、これについては、今後このようなことがないようにしていただきたいというのが第1点目でございます。

それから第2点目はやはり市民参加手続についての情報提供が若干不具合な面があるということでございまして、これをさらに改善していただきたいということであります。

第3点目はパブリックコメントが数は少ないのでありますけれどもパブリックコメントを提出していただいた市民の皆様方がいらっしゃるわけでございます。ただ、それに対する回答の仕方にやや問題があるというような点でございます。一般的には役所の方はパブリックコメントがあつていろいろの意見がでてくるわけで、パブリックコメントのテーマと直接関係なさそうに見える問題については、わりとつっけんどんといえますか「これは関係ないので」といったような答えをするような傾向が見られますけれども、しかしながら実際にはそうしたパブリックコメントが今後の行政の改善に繋がっていくというようなこともございますので、そういったことも踏まえたパブリックコメントの取扱をしていただきたいというのが3点目でございます。

4点目は我々の今回の審議会の前の審議会ですね。第1次の審議会の答申でございますけれども、この改善策をいくつか提案しておりましたけれども、これについて必ずしも十分な改善をなされていないと思われる点がございますので、その点をさらに改善していただきたいというのがこの答申でございます。以上のような内容で答申をいたしました。

以下は私の会長の個人的なコメントでございますが、石狩市の市民参加制度は全国でもまれに見る非常に進んだ制度として発足をいたしましたけれども、これが本当に意味のある、意義のある市民参加制度となるためには、まだまだいろいろな改善点というものがあると思いますので、その点を市長さんにもご尽力いただいて改善していただければというふうに思います。また、合併などまだまだいろいろな大きな課題がございますけれども、そうした課題とともに市民参加の手続の面でもより改善をなされますことをお願い申し上げたいというふうに思います。他に委員の皆さん方から何かコメントございましたらこの際ですからお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。それでは市長さんからコメントいただければと思います。

田岡市長：ただ今第2次といえますか、15年度の審査の結果について答申をいただきました。詳細については後ほど拝見させていただくとしてですね、今うかがい知る中では、まず、中身に入る前に諮問した時に、開催時期のまずさといえますか、おそらく審査をしている時に1年のタイムラグというのは、今更という感情を委員の皆さんも実感をしたの

ではないかと思えます。これについては、失われた時間を取り戻す術は現実ないんですが、反省をいたしまして、私自身もこういう開催時期に至っているということ直観しなかったという意味では大いに反省をさせていただきますし、このことについては2度と赤紙点がないようにということで重ねてお詫びを申し上げたいというふうに思います。また、今の中身は極めて重要な意味を持っていると、場合によっては制度そのものを役所が作って役所が踏みにじるのではないかというような感じさえしかねない極めて初歩的な問題も含めております。しかし、初歩的な問題そのものを甘く見ると本当に手痛いしっぺ返しを受けることになると思っておりますで、これについては同じようなケースが重なっているについては、どうやら意識というものではなくてシステムが機能してないかもわからないというふうに思いますので、改めて初心に帰って市役所の中でこのシステムをもう1回よく考えてみたいというふうに思います。大人の扱いというか公務を主体としている、自分で行っている公務員として、そういう期待感を超えてですね、やっぱりこの問題についてはシステムをもう1回洗って、時には大人ではないという扱いをしなければならないのではないかと、そのことが市民の信頼を得るのではないかとと思えます。また、パブリックコメント、私も正直、最後に目を通して、これが市民に返す文章かという、最高責任者としてそういう疑問を持ちながら、なぜ出すんだというふうに言われたら一言もないんですが、実は私自身、ここに市長が手を加えたら、市長が文章を書いてしまうことになるのではないかと、ぐっと我慢しているところもないわけではありません。逆に叩かれるなら叩かれた方が良くないかという思いも持っておりましたが、このことについては市長が文書係長の仕事をやってはいけなと。合わせてこれらに含めて文書を書く、あるいは回答するという真意をしっかりと1回職員に理解をさせないと駄目ではないかという意味では、やはり真剣にシステムというものをもう1回考えさせていただければというふうに思います。その中から職員の意識改革というものが生まれるようにしていきたいと思っております。実際には、私が繰り返し繰り返しこの問題を職員に言い続けなければならないと思えますし、合わせて合併後の厚田、浜益と一緒にいる時に、向こうには正直に言うとかこういう行政手段とかあるいは政策文化というのは決してあるとは思っていませんだけに、私どもが手本にならなくてはこの制度はむしろ合併することによってボケてしまうという問題を抱えておりますので、反省の上になら、ご指摘をいただいたことについて今一度部長会にかけるところからはじめながら、再構築をしていきたいと思っております。本当に時が合併にかまけてこの大切な審議会を12月まで諮問しなかったということも含めて大いに反省させていただきたいと思えます。また、お忙しい皆さん方にその付けを回してこのような審議会を重ねていただいて答申をいただいたことを改めて厚くお礼を申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

佐藤会長：ありがとうございます。よろしゅうございますか。それでは今市長さんのお言葉を我々も真摯に受けとめまして、また審議を続けてまいりたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

それでは最初に予告いたしましたように今年度の市民参加手続の実施状況につきまして、まだ完全に終わっているわけではございませんけれども4月以降のテーマということでもあるんですが、時間も若干残ってございますので、それについて進めて参りたいと思います。資料はお手元の5ページ以降、資料2以降ということになります。第1回目のときにはこの資料全部一通り説明していただきましたけれども、今日はそんなに時間がございませんので資料2をご説明いただいて何かご質問等があればそれを出していただくと、それが一通り終わりましたから資料3に移っていくといったような手順で進めてまいりたいというふうに思います。それでは資料2につきまして事務局の方で説明お願いいたします。

事務局：はい、ご説明いたします。資料の2は平成16年度に行われました。行われているのも含めて市民参加手続の一覧でございます。まだ手続自体実施中のものもございしますが、このあと新規に出てくるというのはございませんので、16年度中はこれが全てというふうにご理解いただければ結構かと思えます。ずらっとタイトルが並んでおりますが、ちょっと内容がわかりづらいものをかいつまんで説明していきたいと思えます。5ページ2番目ですが「訴訟提起に係る議案における個人情報の取扱」と、これは市が訴訟提起する時には議会の議決が必要になります。その時にどこの誰に対してどういう内容の訴訟を提起するといったようなことについて、議案に書かないと議会の方でも審議のしようがないのではないかとということで、こういう場合には個人情報を議案という形で外に出すことについてどうだろうかということについて「情報公開・個人情報保護審査会」のご審議をいただいたということでございます。次の「地域情報化計画の策定」でございしますが、これは平成25年度までの間、石狩市として地域の情報化をどういうふうに進めていくかということをもとめた計画でございまして、内容的には「地域公共ネットワーク」、「地域イントラネット」と言われるような公共施設を光ファイバー網でつなぐとか電子市役所の推進ですとか教育、あるいは保健医療、福祉分野の情報化の推進といったような事柄について決めているものでございます。次の個人情報、情報公開の関係ですが、これは個人情報保護法という法律が出来まして役所も民間も問わず個人情報の取扱には非常に厳格なようなものが求められるようになりました。そういうことで石狩市の個人情報保護条例の中で自分に関する情報を内部的に使っているのであれば、それを差し止める権利を認めるですとか、あるいは情報公開個人情報保護審査会、ここで個人情報等の取扱についてご審議いただいているんですけども、その委員さんに秘密保持に係る罰則を設けるといったようなことについてご審議いただいたものであります。

次に指定管理者の保有する個人情報等の取扱ですが、これは公共施設の管理をこれからは市だけではなくて市が契約を結んだ民間事業者も出来るようになります。既に一部の施設についてはこの4月からそういったようなことで運用を始めるところでございしますが、そうなりますと、施設の運用を任された人を指定管理者というんですが、その指定

管理者は公共施設の使用に関してさまざまな個人情報をもつこととなります。そういうことで、そういったような指定管理者に対しては情報公開・個人情報保護といったようなことについて、これまで市の機関が負っているのとはほぼ同等の責務を負わせなければならないということで、これについても情報公開・個人情報保護審査会の方で審議されたところでもあります。次に「合併に伴う個人情報の収集及び提供」ですが、これは合併に向けて電算システムの統合作業などが始まります。そうなりますと厚田、浜益の個人情報を石狩の方で入手をしなければ作業が出来ないといったようなことがございます。あるいは、石狩の個人情報を厚田、浜益の方に提供しなければならないといったことも出てくる場合もあります。そういったようなことについて支障がないかどうか、これもこの審査会の中で審議いただいたところがございます。あと、2つ空けまして「厚田、浜益との合併」についてですが、これも市民参加手続の対象としてございます。内容としてはアンケート。これは皆さんご承知のように全戸アンケートでございます。これについては、回収率は29.9%ということになりまして、一応、参加者5,939というのは、回答件数を載せてございます。また合併については、同じように公聴会も開きまして、これは、4人の口述人の方にご意見を発表していただいております。これらについては、総合的に検討した結果10月15日に臨時議会で市長自らがこのアンケートや公聴会の意見の検討結果も含めて合併推進という考え方を明らかにしてございます。

それからしばらくいきまして「財政構造改革における取り組み事項の検討」というのがございますが、これは時代の変化に応じた財政、あるいは市民と行政との役割分担のありかたなどについて全部で16項目、今後改革していこうといったようなメニュー出しをしたのですけれども、それについての検討でございます。これは、16年度はパブリックコメントやっておりますがこの前段で15年度には行政改革懇話会などでご審議をいただいて最終的なものとしてパブリックコメントという形になっております。あとはご覧いただければだいたいわかるかなと。6ページの頭ですね「集合住宅におけるごみステーション設置に関する要綱」、これはアパートなどの集合住宅については、その持ち主にごみステーション設置をお願いしていくという、これは行政指導の基準ですけれども、それを定めようとするものでございまして、そのためには当然、指導の対象となるアパートの持ち主と十分な意見交換をする必要があるといったような観点から、そのアパートの所有者の住所とか氏名といったようなことについて、これは税情報の方から引っ張ってくると。そのことについて情報公開・個人情報保護審査会のご検討をいただいたという内容でございます。あと6ページの一番下とその1つ上なんですけれども「企業立地推進条例の制定あるいは施行規則」の関係ですけれども、これは異例ではあるんですが2回に分けてやっておりまして、まず条例の方では石狩湾新港に新規に立地する企業については業種を限定した上で課税の免除をしていきますと一定期間、そういったような内容の条例を定めようとするものでございます。施行規則の方では、対象となる業種はどういったようなものなのかといったものを決めていったものでございます。これらは通常であれば2つ一緒にパブリックコメント

やるのがわかりやすいという意味で一般的だと思うんですけども、今回の場合は時間的におしていたといったようなことがございまして、2つに分けて実施したということでございます。

それから7ページが一番上ですが「上水道広域化施設整備事業」、これは今、石狩市が広域化水道企業団に参加してやっておりますが、当別ダムから引っ張ってくるパイプの敷設というんですか、その事業につきまして事業を開始してからこれまでの情勢の変化とか事業の進捗状況あるいは代替案、それとか費用対効果、そういったような観点から本当にこのまま進めていって良いのかどうかといったようなことについて評価をするという取り組みでございます。結論としては水量的なものは見直すけれども今の事業仕法はそのまま継続していくのが妥当だろうといったような結論になってございます。それから3つ下がりまして「小学校及び中学校の規模・配置等検討」ということでは、少子化が進みまして、それと一方では新たな団地造成みたいなこともございまして小中学校の人数というのがかなりばらけてきているという実態がございまして、そろそろ適正な規模あるいは適正な配置がどうあるべきかということを考えてみようということでやっているものです。これは第1次の審議会の時に問題になりました南線小学校の通学区域の変更、あれで非常にすったもんだしたということがございましたので、それを教訓として、しっかりとしたランドデザインみたいなものを一度描く必要があるのではないかというようなことでやっているものでございます。それから6つ下に「子どもの健全育成サポートシステム」、これは学校と啓発で子どもの非行に関する情報をやり取りすると、それによって子どもの健全育成のための法則を講じていくといったような主旨でやっているものです。今回情報公開・個人情報保護審査会にからむ話が非常に多かったのですけれども、これは石狩市の個人情報保護条例の中で個人に関する情報というのは本題目的以外には使ってはいけないし、本人の同意なくして他のところに提供してもいけないという原則がございまして、ただどうしても原則からはみ出してやらなければ公益上うまくないというケースが出てくるので、そういう場合についてはこの審査会のOKをもらってはじめて出来ますよというルールがあるものですから、これまでご説明した一連のものというのはほとんどその条項にひっかかるのでこの審査会に諮っているというものでございます。とりあえずちょっとタイトルだけ見てわからないと思われるものについてざっとご説明いたしました。他にもあればご質問などお受けしながらご審議いただければと思います。

佐藤会長：はい、ありがとうございます。ただ今資料2をご説明いただきましたが何かご不明の点がございましたらお出しいただければと思います。はい、羽田さん。

羽田委員：実施状況をざっと見ると、ちょっと今まだ説明がされてないからなんかわからない部分もあるかなと思うんですけども、ようするに手続のテーマがあるのしか掲載してないですね。市民参加のいわゆる審議会等が開催されたのはこれ以外もありますね。例えば、コミュニティセンター運営委員会だとか図書館協議会だとかいわゆる直接的に諮問、答申がないような部分ありますね、開かなければならない。それはやはりテーマ

がないというふうにこの一覧でいくとなるんですね。ところが、例えば図書館協議会ですとテーマがなくとも、例えば図書館協議会であれば評議委員のようになくとも提言するだとかは機能としてありますよね。そういうものがこういうふうにないと非常に私としては不満というか並べる他にもないけれども、テーマはないけれどそういう機能があるものはあるんだと、現実にはそれは審議会等で開かれているわけですよね。ここに全く書かれていないというのは私は非常に不可思議だと、今全部合わせて見ると2つなんですね。市民生活課と教育委員会の図書館の協議会ですね。この2つなんですね。でも重要なテーマを話しあっているかもしれないのにテーマがないだけでここ一覧に書かれていないというのはあるんですか。

事務局：これは資料2のタイトルにも書いてあるんですが市民参加手続の実施状況なんですよ。市民参加手続というのは市民の意見を反映した行政活動を行うために市の機関があらかじめ一定のルールの中で市民の意見を聞くと。ようするに、市の機関の方から市民に対して投げかけるっていうのが市民参加手続きだという、そういう考え方になっているんですね。そういう観点から拾ってきたものなので、発議をするだとかそういったものは入ってこなくなってしまうというのが答えです。ただ、そのような審議会などで建議をするといったようなことが当然あると思います。そのような審議会で、どの審議会がそういうような機能を持っているかといったことについてはここには載っておりませんが、審議会の一覧表というのを毎年公表していきまして、その中で審議会の役割というのが出てきますので、そういうのをご覧いただければわかります。あとどういったような建議が出てきたのかといったようなことについては、この一覧表には載っていないんですけども議事録などを見ればわかるというのがですね、まどろっこしいんですがそういう形で運用をしているんですけども。

羽田委員：これ、だからこの審議会の中でいいますと、やっぱりそのへんが、もう少しわかりやすく書くというか、ちょっと非常に不平等な扱いかなというふうに思うんですね。協議会の中身を見ればすごく議論しているのもありますからね。テーマがなくともそれに近いというか、議論の中身としては非常に濃い形でやっているし、委員自ら建議しようとしているところもありかもしれませんけれど、なんか私はこういう書き方が良いのかっていうのが非常に疑問に残りますね。

事務局：これはなんでこういうことを出しているかと言いますと、ようするにここでこれだけ一生懸命やっていますということをお知らせするのではなくて、こういうテーマについてこういう内容で市民参加手続をやっていますから、例えばこの手続のやり方っていうのはこのテーマにふさわしくなかったのではないかとか、そういうことをたとえばご検討いただくとか、ここには載っていないようなテーマで本当はこれについては市民の意見を聞くべきではなかったんだらうかといったようなことについてご検討いただくための資料になるかなというふうに考えましてこういう出し方をしているということなんです。

佐藤会長：この条例の第2条で市民参加手続について定義をしております、ご承知か

と思いますけれども、市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聞くことをいうと定義をしてございます。ここの資料2の方ではテーマというふうになっていますが、いってみれば企画立案の過程で期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聞いたものがこれですという並びになっているかと思えます。

また、事務局の佐々木さんの方からお話ございましたように、これ以外でもほぼ同様な、今、羽田さんのお話ございましたように、同様なことを行っているケースがあるのではないかと、それが漏れているのはなぜかといったようなこと、それから例えば、審議会等というのが区分としては多くなっていますけれども、それだけで良かったのかどうかといったようなことをやはりご検討いただくための1つの資料になっているかと思えます。問題は今羽田さんのおっしゃるようなことがこの条例の定義でありますとか、あるいは条例の第9条に、途中省略しますが「前年度における市民参加手続の実施状況を取りまとめこれを公表するものとする」という、まだ今年度ですけれども実施状況ですね。この部分になっているかと思えますけれども、この実施状況の取りまとめが十分であるとか、不十分であるとか、そういったことにも繋がっていくのかと思われまます。ちょっと私には具体的にはわからないのですが、今の羽田委員のおっしゃることと関連して、もう少し具体的に伺いますか、例えばここに載っているこれとほぼ同じような事を行っているのに、ここに出て来ていないというのがあれば、出していただけると助かるのですが。今すぐは難しいかもしれませんけれども。

羽田委員：例えば図書館協議会だとしたら、これには図書館協議会は載っておりませんが、けれども条例に基づいてあれも設置されているものですね。決められたなかで年に2回ないし3回議論するわけですね。そこにはもちろん図書館の基本的な理念から運用状況から何から全体的な話し合いを含め、いわゆるどのように市民サービスを行うか、その提言も含めて入っているわけですね。内容的には非常に深い内容も入っていると思うんですね。それが、実質この市民参加条例の第2条第3項にあたらぬというふうには、そう細かく言ってしまうとあたらぬのかもしれませんが、内容的には非常にそういう議論をしているというふうには私は思うんですね。前回の審議会のときも、あそここのことをちょっと具体的に諮問、答申のない機関というふうな言い方をしたのは、その図書館の協議会の部分だったんですけれども。ですからこういうものが実施状況の中に抜け落ちるということがあっていいのかというのがやっぱり、実際にはこれに近い内容で話されているというのか、具体的なテーマがなくてもようするに図書館が市民サービスを行うためにさまざまなことを協議している場ですからね。要するにテーマはあるというのか、大きいなテーマは持っているところだと思うんですね。そのつどはしていませんけれども、ようするに常設されているものですね。そのことがやっぱり抜け落ちているかなという感じはしたんです。

服部委員：常設のは抜かして、新しい出来事として、審議会は審議会としてやっているのは抜かしてみたいな。

佐藤会長：そんなことはないと思いますけれどもね。

服部委員：審議会でやっているけれども、新しいテーマといたら変ですけれども。

羽田委員：そのつど諮問されておりませんか。大きくいえば条例で常に市民サービスを一緒に考えていくところですから。大きいテーマはあると思うんですけれども、ただ具体的に期日を決められた中で答えを出しなさいと言われていたところではないですよ。だからそういうのも私はここで話さなくても、例えば会議録の資料を読んだら書いてあるからといっても、ある意味このテーマに値する部分かなというふうには私自体は思うんですけれどもね。

佐藤会長：なるほど、別にそれが第2条の第3項にあたらぬというわけではなく、あたるかどうかよくわからないというふうに考えたんですが、どうでしょうかねこのへん。

石黒委員：しっかりと理解しないとならないんですけれどもね。今出た条例の第2条第3項は2条が定義ですので、あとの3項はこの条例のいう市民参加手続ですよ。それで、第5条で市の機関は別表に定める行政活動を行おうとするときは市民参加手続を行わなきゃならないと。別表に定める行政活動の別表があつてここにあがつているわけですね。ここで5条を受けて定められている別表に、該当する行政活動を行うために行った市民参加手続をあげているのではないかと思うんですが。市民参加手続のテーマというのは、広くいえばいろんな市民参加のプロセスなり手段をとってやっている活動というのは他にもあるんでしょうけれども、そして、羽田委員おっしゃっているのは、まさにそういうものがここにあがつている以外にいっぱいあるのに、それを取り上げていないのはいかがというをおっしゃっているかと思ひますけれども、やっぱり事務局としては、この条例の実施に関して、この調査審議会が検討する事項が条例に基づいて行っている市民参加手続のことなので、それはあげないといけぬけれども、今の羽田委員の指摘されたようなのは、一応、この条例に基づいてという話でもないから特にあげてないということになっているのかなと理解しているんですけれども。ただそれが適切かとなると、そうするとどこまで拾わなければいけないのかは、事務局レベルでは判断できなくなってしまう。

事務局：そうですね。実質的にそういうのを全部出せといわれるとどこまで出していいのかかわからないというのが正直なところはあります。今のような調べ方を根本的に変えないとどうにもならないかなという。

羽田委員：そういうものは逆にいうとどれくらいあるのか。たまたま私は図書館協議委員を兼任しているせいかそれを思うのかもしれないし、現実には本当に深い議論をしますからそう思うのかもしれないけれども、それはどのくらいの議論をして、議事録も読まなくてはいけないと思うんですけれども、どれくらいそういうものがあるのか。深いかどうかというよりは、そういうものがいくつぐらいあるのか。今はわかりませんかでしょうか。

事務局：わかりません。

越智委員：委員会なんかも含めてっていう意味でもないんですか。

羽田委員：審議会、協議会、運営委員会くらいまででしょうね。運営委員会はたぶん条例等で設置されているものがほとんどだと思うんですね。ですからその中でどのくらいというのも含めて一応、市民参加と全体的には言っているわけですから、直接諮問、答申がないっていうのがありますからね。ただ、そこで出た意見というのは、ある意味パブリックコメントに近いものもありますのでどうなのかなというのが、ちょっと私も、皆さんたちがどんなふう考えているのか、逆に聞きたいくらいなんですけれども。

越智委員：審議っていうんだから条例のあるもの。なんか決まりのあるものをたいてい話しあうということだよ。審議ですからね。そういうものがないやつはなくてもいいんだらうけども。例えば、私なんか見ていると、冬期迷惑駐車対策事業なんてないっしょ。雪対策委員会なんて載っていないよね。大事なことなただけでもね。雪対策は載っていました？私としてはそんなになくても良いんでないかなと思っている。それほど審議の数が多くなっちゃうからさ。

佐藤会長：審議会が審議を行ったかどうかを載せるのは資料4の方ですね。資料2の方は市民参加手続がどういったものが行われたかどうかというものなんですね。そういう資料なんです。ですから、前回のように資料2、3、4全部説明していただいて、そこからやるとまた、いろいろな審議会が載ってますよっていうのが、行われていればおそらく資料4に載ってますね。

羽田委員：資料4には載っています。それは間違いなく載っていますね。

越智委員：図書館協議会が載っているんですか。

羽田委員：テーマがないふうにとらえるということが。

服部委員：テーマがないんじゃなくて、次のページに条例をつくる時にそういう行政としてやったかどうかというので、なんか必要ないというのが載っていますけれど、そういう新しい出来事で今までにないのを、どこの審議会にかけたらいいかとか、どこで検討したらいいかって、そういうことをやったかやらなかったかみたいな情報というか。

羽田委員：16年度に出てきたものということですか。

佐藤会長：そうです。

羽田委員：結果はこれだけですか。

佐藤会長：いわゆる、条例でいうところの市民参加手続を行ったものということですね。テーマというのにちょっとあれかな。

服部委員：これはあくまでも、テーマじゃなくて。

羽田委員：テーマって書いてある。

服部委員：テーマって書いてあるけれども、出来事というか条例に対してということなんですね。条例とか変更とかようするに行政がやろうとしたことに対する。

羽田委員：だから、行政テーマがこれだということでかけた事を一覧にしているんですよね、これは。市民参加手続のテーマがないものが書かれていないかなと。

石黒委員：間違いかもしれないんだけどね。羽田委員のお話聞いていたら、テーマは他のいくつか審議された他にもあるだろうということですけども、それにもテーマがあるのという感じで。このテーマというのは、条例上市民参加手続をとらなくてはいけなくなっているもの、そのなにか。それをテーマとっている。

佐藤会長：そうなんです。項目なんです。市民参加手続の項目あるいは市民参加手続の内容というんでしょうかね。テーマがあるかどうかというのとテーマが載っているかどうかというのは違うんですね。ただ、まだよく具体的なことがわからないので何とも言えないんですが、羽田委員のご指摘の図書館協議会で審議をしておられることが、別表に書かれるような市民参加の手続を行われなくてはいけないという項目のどれかに該当するのかわからないのかということがちょっとわからないです。それは載せなくていいとか、載せろという判断は今ちょっとできないです。事情をご存知であれば、この別表に載っているようなことの、例えばこれにあてはまるのにここには載っていないじゃないかというような方がわかりやすい。

羽田委員：わかりました。それはただの一委員ですから、具体的にそれが提議がその中で決まったっていうのであればともかく、そうじゃなくて、わたしはテーマというのは、これはたぶん正式な手続を踏んだ行政の提案のテーマだと思うんですね。

佐藤会長：それはそうなんですけれども、羽田委員に限らず、委員の皆さん方あるいは市民の皆さん方の中で、これ当然ここにあがってくるべき市民参加手続等すべき内容であったのに、やらなかったとか、載ってないっていったようなことは場合によってはありうるわけですね。昨年度でみれば2件、いってみれば、ここには載っていませんでしたね。載ってこなかったんですけども、それが問題だっていうふうに今指摘したばかり、答申したばかりですから。ですから羽田委員のおっしゃることもわかるんです。もし、この別表に書いてあるようなものに明らかに該当するのであれば、それが載っていないのはおかしいというのはおっしゃる通り。ただ、羽田委員のおっしゃっているのがそういうケースなのかどうかというのはどうなのでしょう。どうなのでしょうというのは、悪い意味ではなくて、全く言葉の通り、例えば1にあてはまるとか、2にあてはまるとか、そういうのがあると、もっとはっきりと載ってないのはおかしいということになるかもしれませんけれども。

羽田委員：わかりました。具体的なテーマがあるわけではないんですけど図書館協議会そのものが存在することがテーマだとか。ちょっと私はそういうふうに捉えている部分があったものですから、こういう直接的な諮問がないという図書館協議会ではありませんけれど、市民に対するサービスをいかに向上させるかという具体的な話し合いをようするに図書館協議会がそのものがあることがテーマみたいな形ではあるんですが、そういうのが全然ない具体的なものがないということでここに書かれていないのがおかしいかなと私は思ったんですね。ただ、佐藤会長と副会長がおっしゃったように、この具体的に16年度の部分でといえはわかりますけれどもね。いっている意味はわかります。こういうふ

うに捉えなさいといえ、わかりましたと言うんですけれども。ただこういう所に載っていないと行政職員がさっきまとめられたようなことも含めて、諮問、答申がないというような言い方を行政職員はするわけですね。だから非常に後退的な意見を言うケースが見られたものですから、具体性がないと載せないのかというふうに私はちょっと思うわけです。そうじゃなくて存在するって条例で規定されているわけですから、具体的に建議してテーマにして、これを議論しますっていうふうに決めれば別でしょうけれども、そうじゃないとなかなか行政の職員側の方が非常に後退的な考え方をするっていうふうに私は感じとったものですから、ちょっとその意見を述べたということですね。

細川委員：解釈が間違っているかどうかわからないんですけれども。条例の第2条の3項で市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、省略しますが、市の機関が市民の意見を聴くことという定義をさせていただきます。これは基本的に、例に出しますと図書館運営協議会を開くといった場合、これを開催するということは何かの市の機関がその協議会に対して、市民に意見を求めるわけですから、具体的に諮問、答申という形式でなかったとしても、市民に広く意見を求めているんだという観点で考えれば、これは市民参加手続にあたるのではないかというふうに考えます。そうした場合、羽田委員がおっしゃっている通り、こちら市民参加手続の実施状況の中に本来入れるべきではないのかなというふうに私は思うんですけれど、いかがでしょうか。

佐藤会長：市の職員の方から、そのようにご指摘があると心強いのですが。

服部委員：そうすると審議会全部が入ってくるのではないかなと思いますけど。

佐藤会長：そうですね。それをここの規定は若干避けているんですね。

松尾委員：市民参加手続というのは、市民の声を行政活動に反映させるのが理念というのか目的だと思いますので、何か諮問されたからうんぬんかんぬんではなくて、やはり全部の審議会なり、ここにのっかってくるべきではないのかなというふうに思います。あとはこれ以外に今後の話し合いのときには他のものがあるのかもしれないんですけれども、そういうふうに、何のテーマで手続の内容、いついつやった、参加者何人ということではなくて、例えば、こういった元々の素案に対して、どれだけ市民の声が反映されたかとか、そういう実質的な面の方がより重要なのかなという気もするんですよ。例えば議事録なんかもそれぞれあると思うんですけれども、本当であれば議事録じゃなくて、こんな感じの話をしてこういうふうになりましたという簡単なものがあれば良いなというような気がします。志摩委員のご意見にあったと思うんですが、広報の方と一元管理って中でもし出来れば、そういったものが例えば広報に載ってこういうことをやっていますよっていうのがある程度もっと市民にわかりやすくなれば、もうちょっとこの市民参加というものの自体が活性化するのではないかなと思うんですけれども。

佐藤会長：はい、ありがとうございます。はい、服部委員どうぞ。

服部委員：今の話で、広報には市民参加条例に関するもので毎掲載しているんですね。これ見ますと、パブリックコメントが出ているのが少ないんですね、16年度も。出ているの

でも3件っていうのとか、あともものによっては何件が載っているんですけども、個人情報になるのかもしれないんですけど、特定の方なんですか。例えば、社会福祉協議会ですとか。3、3、3というのは同じような方なのか、ただ、たまたま3件なのか。

事務局：今のご質問あった地域福祉次世代育成障害者計画、これは福祉3計画といっているんですけど、これは3ついっしょにパブリックコメントかけたものですから、この3というのは同じ方のはずです。

服部委員：あと、ほかのに対しても、同じような方がいつも意見を出されているとかというの。

事務局：そうですね。実は内部的にパブリックコメントの回答をこういったようなことで、どうなのかといったような、合議なんかまわってきて、それに対して我々は「これはこうした方がいいんじゃないか」みたいな修正を加えたりするんですが、その中には意見を出した個人名は入ってこないんです。今のはたまたま我々の方で把握していたんですけども、一般的にはどういった方が出しているのかはおさえておりません。

佐藤会長：ちょっとすいません。話を羽田委員の問題の方に戻したいんですけども。全部の審議会が、いってみれば市民参加手続といえなくもないんですね。ただ、条例の市民参加手続きというのが第2条の3項に書いてある。そこをどう捉えるか、そして今石黒副会長からありましたように、この市民参加手続を行わなければいけないのは第5条で、そして別表で掲げていて、やったことについては第9条で実施状況を取りまとめるという。この表は第9条に関連して実施状況を取りまとめましたということなんですね。

越智委員：これ出したのは申告制ですか。それとも調べていって担当がつくったものなんですか。

事務局：はい、申告を受けたのを基にして、うちの方で内容を調べていってという形ですね。

越智委員：じゃ申告しないところは載らないですね。

事務局：申告しなければちょっとこれではわからないですね。

越智委員：これ載せたらやばいから申告するなよって言えば。そういうのもあるって。そこをはっきりして、そうしないと誰かがどの時点でまとめるかが問題なんだよね。

佐藤会長：おっしゃる通りです。はい、どうぞ。

石黒委員：羽田委員のご指摘から始まって、いくつかの大きな問題があると思うんですけども、ひとつは図書館協議会の先ほどあげられたようなのは、この条例の市民参加手続にあがるかどうかというのがありますよね。あたるものでも本当に全部吸い上げられるシステムが今の体制で大丈夫なのかと、ちょっと越智委員が指摘されたようなことに関係していると思うんですが。いずれもかなり大きいと思うんで、今年度の12月までに取り上げていく中で、まず取り上げられるレベルかどうかともかなりかと思えますけれど。取り上げるとしてもどういう形で取り上げて、答申というのか建議というのか持っていくのか、いろいろ意見、今出していたかかないとそれすら決められないから出していたかかないと

いけないけれど。

佐藤会長：はい、志摩委員お願いします。

志摩委員：これはやはり、開かれた行政という立場からすると、全部の審議会の情報というものを市民に示して、市民が本当に応えるというシステムが理想的な姿です。やはり問題点は、今の行政の方で、情報の出し方なり、審議会でこういうようなことについて、市民の声を活かす条例との関係はこうなっていると、明確に示す必要があります。やや消極的な面の対応があると思うのです。市民の方から言えば、情報がないから、また各種審議会で問題が提起されていないから、解からなかったと考える。こういうことがたび重なると、市民の声を活かす条例というのは、本当に形骸化されると思います。

一つの提案としては、組織強化の中でどういう情報を市民に対して公開するべきかということも充分検討する。この条例を活かすためにも、行政側の対応は市民に分かりやすい情報公開のあり方を示すことが課題ではないかと考えます。それと各種の審議会といっても、その内容をみんな市民が知っていなければだめなのかということもあります。いささか疑問の面もあり、専門家とか特定の分野で優れている委員が、原則は市民の立場で議論して情報を公開しているわけですが、時にはある程度の制限といいますが、歯止めも必要な場合もあると思います。組織強化の中で、行政側が市民の声を活かすために、自分たちはいったいどういう情報を提供すべきかということについて、一度議論をして、活かす条例の中の項目で拡大解釈しても良いのかどうかということも、検討して欲しいという感じがします。

佐藤会長：はい、ありがとうございます。おっしゃる通りだと思いますね。例えば図書館協議会が審議している中に、これはあるかどうか分からないですが、図書館の何らかの使用料だとか、手数料とかそういうものをどうしましょうかなんてというような話しになれば、これはもう明らかにここに載ってこないとだめだということになりますよね。あるいはそういうのをやるのに図書館協議会、それはどこが担当するのかわかりませんが、例えば図書館協議会のようなところがやらなかったと、これは図書館が勝手に決めましたと、これはだめですというふうになる。これは載ってくると思うんですね。別表の7というのは比較的大きく「その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があることなどの事情で必要と認められる行政活動」というふうになっていますので。これに該当するようなことであれば、これまた載ってくる話だろうと思うのですが、あくまでも今申し上げているのは条例を適用していく段階でどうかということですね。もう一つは、今石黒副会長おっしゃいましたけれども、それとまた別に果たしてこういう条例の区切りで、ここで実施状況というのを載せるのでいいのかどうかという条例自体の問題。この2つがありそうですね。その問題とちょっとある程度分けて考えざるを得ないのではないかと思います。いっしょにすると私自身がわけわからなくなってしまいますんで。これはまだ今おそらく先ほど越智委員のご質問にありましたのにお答えありましたが、担当部局がこういうふうなものがありましたというふうに申告と言いましょか、出てきたものを列挙さ

れているというふうに思いますが、今後おそらく更に精査をしていきますと「こんなのもあったのにやってない」とか「こういうのもあるんじゃないか」というのが出てくる可能性はないですか。

事務局：後ろの方にいくと出てきます。9ページなんですけれども、事務局サイドからいきますと落ちがあるものも拾うとすると、具体的に何か形になっているものを見ていくんですね。形になっているものを見ていって、これについて市民参加手続をやっているかどうかという見方をしていくわけです。形になっているものといえば、例えば計画とか条例規則とかそういったようなものでありまして、例えば図書館の運営の方法みたいなばふっとしたもののっていうのはなかなか形になりませんので、あとから私どもの方でやったかやらなかったかを検証としようとしても、そもそもそういうのは網にかかってこないんですね。ですから非常に難しい。技術的に難しいっていうのはあるんです。

佐藤会長：どこまでなのかっていうのがありますよね。例えば「図書館のカウンターの何とかをちょっと変更しました」みたいなのは市民参加手続は必要なんだろうとかですね。あくまでも例えばですね。これ少し事務局サイドにも内容を見ていただいてご検討いただくということで、今日いずれにしても時間も限られていますので結論が出せないと思いますので、それ以外今話題に出ました協議会以外でもそういった類のものがあるのかなのか少し検討してもらおうということではいかがでしょうか。

事務局：正直言って事務局の方でもちょっと混乱しますので、議事録なんかしっかりと見た上で、何が問題になっているのかというあたりをしっかりと見た上でもう1回ちょっと検討したいと思います。

佐藤会長：はい、よろしくお願いたします。今、服部委員からパブリックコメントのお話が出ましたけれども、これはずっと第1次の審議会でもそうでしたし、今年度の1回目、2回目でも同様にいろんな問題が出ていますが、いかにしてパブリックコメントをもっと活性化させるかという話だろうと思います。それについて質問なんですけど、6ページの一番下の段で、書類を作った時点の問題だろうとは思いますが、「3月18日で実施中」というふうに。これは、書類を作った時点でということですね。

事務局：はい、そうです。一応手続はもう終わっているんですが、参加者数などの結果についてはまだ報告をもらっていなかったという。

佐藤会長：わかりました。それと、終了月日というふうになっているんですが、例えばですね、5ページの真中より若干下でしょうか。「協働推進・男女共同参画担当」のところの「5月31～」というふうに見えるんですけども。

事務局：すいません。これ終わっているものについては終了した日を入れているんですが、終わってないものについては始まった日が入っているんです。これは5月31日から始まっておりまして、まだ、最終的な審議会の結論が出てないという主旨です。

佐藤会長：参加者という所にむしろ「実施中」と、パブリックコメントだけですか、「実施中」というふうになっていますのは。

事務局：そうです。審議会の場合であれば、この参加者というのは審議会の審議に参加される方、ようは委員の方が入っておりますので。

佐藤会長：若干やっぱり気にかかります。今、見ていて羽田さんの指摘で、気にかかったのは、例えば、6ページの下から5番目、「商工労働観光課」の「小規模企業活性化資金融資制度の損失補償の審査」のここだけ見ますと、これがどうして市民参加手続なのかです。

服部委員：「学校教育課」の「奨学援助見直し」「平成16年度奨学生の選考」、だから担当課の捉え方が違うんじゃないでしょうか。

事務局：捉え方というか、審議会については諮問をしたものについては市民参加手続の中に入れてはいるんです。

佐藤会長：なるほど。片方で諮問をしたかどうかという形式要件を入れていて、片方でもっと実質的にこれは市民参加手続に載らないといけなかったのではないかという判断を入れて両方入っていると。

事務局：そうです。結局、市民の声を活かす条例で市民参加手続を義務付けているのは、例えばこういったようなケースでして、一方、審議会なんかは審議会それぞれの審議ルールがありますから、こういう場合は諮問しなさいよと、こういう状態になっているんですね。ですからかぶる部分はあるんですけども、はみ出る部分もあるんです。はみ出る部分についても一応ここではのっけているんです。それは形として諮問して答申が出るということで、形として見えてくるものですから、それで便宜的にこの中に入れてはいるということなんです。

佐藤会長：ようするに市民参加手続をしたということですよ、だから実施状況。なるほど、これだけで結構難しいなという感じがいたしますが。先ほど事務局の方からございましたように議事録などを精査いたしまして、ご検討いただくということで今日のところはちょっと収めたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。それでは時間になりましたので、次の資料3の方の説明には移りません。

その他のところなんですけれども、次回の日程を決めて行きたいというふうに思います。一応事務局の方では5月中下旬頃というふうにしてほしいかというふうに私の方にきておりますけれども、私と石黒副会長の都合をあわせると、5月26日の夜が最も都合がよいのですが、木曜日でございます。ただ、あまり出席者が少なすぎるということになりますと少し調整をする必要が出てまいりますけれども、今日もちょっと少ないんですけども、いかがでしょうか。この時間帯で考えています。6時半からですね。よろしゅうございますか。本当はもっとたくさんの方がいらっしゃる場所でやればいいんですが。それでは今日ご出席でない方が全然また出られませんかということになると若干調整が必要になってくるかもしれませんが、一応5月26日の18時30分から2時間程度行うということにしたいと思います。以上で私の考えていたのは終わりですが、他に何かございますか。よろしゅうございますか。それではこれで第3回の調査審議会を終りたいと思います。ど

うもありがとうございました。

2005年5月12日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会  
会 長 佐 藤 克 廣